

【機密性 2】

令和 8 年 2 月 5 日～ 6 日開催 実務協議会（冬季）

配布資料（民事局・行政局）

「民事・行政事件の現状と課題」

【機密性2】

目 次【運用改善編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

- (1) 民事訴訟手続のデジタル化
- (2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

2 地方裁判所の民事事件について

- (1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況
- (2) 民事訴訟の審理運営の改善

3 簡易裁判所の民事事件について

- (1) 民事訴訟
- (2) 民事調停
- (3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

4 倒産事件について

- (1) 事務処理の合理化等
- (2) 管財人等の育成

5 民事執行事件について

- (1) 新たな制度への対応
- (2) 事実処理の合理化等
- (3) 執行官をめぐる状況

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

7 労働関係事件について

- (1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題
- (2) 労働審判員に対する研修の実施
- (3) 労働審判事件取扱支部の拡大
- (4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

8 知的財産権関係事件について

- (1) 知的財産権関係事件をめぐる動向
- (2) 国際交流・情報発信

1 民事訴訟手続等のデジタル化について

(1) 民事訴訟手続のデジタル化

民事訴訟手続のデジタル化については、民事訴訟手続の全面的なデジタル化に関する規律を定めた民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年5月25日に公布されました。改正法の内容は段階的に施行することとされており、デジタル化の最終局面であるいわゆるフェーズ3に当たる訴訟記録の電子化等については、令和8年5月21日に施行される予定となっています。

ア ウェブ会議の運用

裁判所では、フェーズ1として、令和2年2月に、ウェブ会議等のITツールを活用した争点整理の運用を一部の庁で開始し、現在は、全国の裁判所で広く運用が実施されています。

また、フェーズ2として、令和6年3月からは、ウェブ会議の方法による口頭弁論も全国の裁判所で開始しており、確実に実施件数が増えています。ウェブ会議の方法による口頭弁論については、各庁においてその実績が蓄積されているところと思われますが、実施場所や期日指定の在り方、具体的な接続・機器配置のノウハウ等も含め、留意や検討を要する点がいまだ少なくなく、円滑かつ安定した運用を維持できるよう、今後も運用の在り方を検討していく必要があります。

イ 改正法の全面施行に向けた準備

改正法の内容を踏まえて、民事訴訟手続の全面デジタル化を実現するためのシステムの全体構想を段階的に進めていくために、令和4年4月から法改正を経ることなく実現可能な裁判所職員向けのe事件管理部分（R o o o t S）の開発を行ってきたところですが、令和7年1月、全庁で運用を開始しました。

一方、書面等のオンライン提出や訴訟記録の電子化を実現する国民・裁判所職員向けのe提出・e記録管理部分（T r e e e S）についても、令和5年4月から開発が進められており、併せて、R o o o t Sについても、電子訴訟記録に対応するための改修が進められているところですが、フェーズ3での円滑な事務遂行のための十分な習熟期間を確保する観点から、改正法に対応するシステムとして、施行当初は、改修中の民事裁判書類電子提出システム（m i n t s）を予定しています。さらに改正法は簡易裁判所でも同時期に施行されることから、令和7年7月に現行m i n t sを簡易裁判所に導入しました。

【機密性2】

当面は、R o o o t S 及び m i n t s の習熟並びに m i n t s の利用促進が喫緊の課題と考えられます。

T r e e e S 開発及び R o o o t S 改修については、必須機能部分は令和7年12月末までに完成したところであり、便利機能部分も令和8年3月までの完成を目指して最後の受入テストの工程に入りつつある状況であることなどを踏まえ、令和9年度中に全庁に導入することを目指して準備を進めているところであり、全庁導入の前に一部の地域で先行導入をすることも検討しています。

また、フェーズ3に対応するための民事訴訟規則等の一部を改正する規則が成立し、令和6年9月17日に公布されました。フェーズ3に向けては、改正法・改正規則や上記システムの仕様を踏まえて、改正法・改正規則の解釈・運用上の諸問題やデジタル化後の民事訴訟手続における裁判事務のあり方について、裁判所内部で意見交換を進めるとともに、特に前者については、弁護士会との間でも協議を行うなど必要な準備を進めることが重要であると考えられます。

(2) 民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化

民事執行・民事保全・倒産手続等のデジタル化については、民事訴訟手続と同様のデジタル化を内容とする「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が成立し、令和5年6月14日に公布されました。同法律は、原則として公布の日から起算して5年以内に施行されることとされています。

現在、執行、倒産及び過料手続について、民事訴訟のシステムとは別に新システムの開発を進めるなどして、上記改正法の施行に向けた準備を進めているところです。

なお、同法律には、民事執行の手続における債務名義が電磁的記録である場合のその提出の省略に関する規定や、財産開示期日・配当期日及び倒産手続における債権者集会等の期日におけるウェブ会議の利用に関する規定等、民事訴訟法等の一部を改正する法律の全面施行の施行日（令和8年5月21日）と同じ日に先行して施行される規定もあります。

2 地方裁判所の民事事件について

(1) 民事通常訴訟事件を取り巻く最近の状況

近時の社会情勢の変化、情報通信技術の進展、価値観の多様化等を背景として、裁判所の判断が国民の社会経済活動等に大きな影響を与える訴訟が増え、裁判所の審理判断に対する国民の関心と期待は高まっています。新受事

【機密性 2】

件においては、直近10年間では、平成27年以降減少傾向が続いたものの、令和5年に増加に転じ、令和6年は平成27年当時と概ね同水準にもどっているところです。他方で、平均審理期間（特に争点・証拠整理期間）は、近年長期化の傾向であったところ、令和5年に短縮に転じているものの、いまだ長期化傾向が続いております。

このような中で、裁判所としては、判断自体の適正さや手続保障は当然のこととして、当事者及び社会に対して説得力のある判断を、合理的な期間内で提供し、全体として裁判の質を向上させていく必要があります。

前記のとおり、現在、民事訴訟手続のデジタル化の取組が進んでいるところですが、民事訴訟手続のデジタル化は、現状の手続にITツールを導入するのにとどまらず、これを契機に、審理判断の合理化・効率化を含めた審理運営の改善を図り、より適正かつ迅速で質の高い裁判の実現を目指すべきものです。

(2) 民事訴訟の審理運営の改善

上記の要請に的確に応え、改正法の全面施行（フェーズ3）に向けて、現在の民事訴訟の審理運営が抱える課題を克服し、民事訴訟法が志向する争点中心型の審理を実現するためには、裁判所と当事者との間で、序盤の口頭協議により、主要事実レベルの争点や今後の主張立証の見通しを確認し、審理の土俵を共有するとともに、審理の中盤では、序盤の結果を活用し、判決の結論や理由の道筋を意識して、判断対象を確認・共有した上で、判断に必要な範囲で主張立証を促すなどして、当事者との適切な役割分担の下で、核心を捉えたコンパクトな審理判断を目指すことが重要です。また、どのような審理手法が有効かは、事件・場面・代理人・裁判官によって異なるものであるため、各裁判官において、その審理運営上の手法を実践するとともに、その効果等の結果を広く共有し、各部・各庁において、具体的に意見交換をしていくことも必要です。

そして、争点整理は判決をするために行うものであるため、ゴールである判決書に記載すべき必要十分な情報が何かについて検討・議論することは、核心を捉えたコンパクトな審理判断を実現する上で極めて重要です。司法研究報告書「民事第一審訴訟における判決書に関する研究～現在に至るまでの整理と更なる創意工夫に向けて～」や令和6年10月に実施された民事事件担当裁判官等事務打合せの協議結果等を参考にしつつ、判決書の目的・機能を踏まえ、現状の判決書が抱える課題と克服策や、核心を捉えたコンパクトな判決書の具体的な在り方について、具体的かつ踏み込んだ検討・議論がなされることが有用と考えられます。

また、こうした審理運営改善に当たっては、事件処理に必要な知識やノウ

【機密性2】

ハウを縦にも横にも共有する仕組み（知の承継）が必要です。M365等のツールを活用することに加えて、合議の充実・活用等を含めた部の機能の活性化を図り、部や庁を越えた裁判官同士の意見交換の充実や成果の共有も進めていく必要があると考えられます。事件処理に必要な知識やノウハウを裁判官の間で承継、共有していくために、民事局は、行政局とともに、令和7年3月に██████をリリースしました。██████は、上記の作成趣旨に照らして裁判官全員で作り上げていくものであり、引き続き、裁判官の意見や感想等をお伺いしていきたいと考えており、██████を設置し、██████の中に██████へのリンクを設けております。

所長におかれましては、上記のとおり、審理運営上の手法の実践の結果や判決書の課題と克服策等についての意見交換や成果の共有が活発に行われますよう、後押しを行っていただけるようお願いいたします。

3 簡易裁判所の民事事件について

(1) 民事訴訟

簡易裁判所の民事訴訟は、国民の意識の変化等を背景に本人訴訟の審理運営が困難化していることに加え、弁護士保険の普及を背景に交通損害賠償訴訟などの弁護士関与事件も増加したため、審理運営は困難さを増しており、審理期間の長期化等も指摘されています。比較的軽微な事件を簡易・迅速に解決するという簡易裁判所本来の役割を十分に果たすためには、簡易裁判所の訴訟手続に関する特則の趣旨を生かした適切な審理を実現していく必要があることはもちろん、地方裁判所の審理及び判決に慣れた弁護士に対しても、簡易裁判所の在るべき審理運営を理解してもらうよう、各地で弁護士会への働き掛けを行うことが重要であると考えられます。

また、令和6年1月から運用が開始されたウェブ会議による手続については、令和7年10月にはその実施件数が1万1000件を超えるなど大幅に増加しており、着実に根付いてきています。今後も、積極的な活用を含め、地裁におけるノウハウの蓄積を参考にしつつ、地裁とも連携しながら適切な運用を続けていく必要があります。各庁においては、簡易裁判所におけるデジタル化対応が円滑に行われるよう、目配りをお願いします。

(2) 民事調停

簡易裁判所の民事調停事件の新受件数は緩やかな減少傾向が続いている一方、社会経済情勢の変化を反映して、複雑・困難な事件や専門性が求められる事件が増加しています。民事調停は、公正かつ合理的な解決を図り得るだけでなく、手続の簡易迅速性、非公開性、費用の低廉性、傾聴と社会常識とに基づく条理にかなった解決の可能性といった様々な利点を有しており、こ

【機密性 2】

れらに対する利用者のニーズも大きいと考えられます。このため、調停主任と調停委員が充実した評議を実施し、多角的な観点からの検討を行い、単に法的観点を踏まえるだけでなく、利用者の幅広いニーズにも十分配慮したメリハリのある調停運営を行っていくことが重要です。

また、地方裁判所では、M365を利用したウェブ調停が実施されており、簡易裁判所では、Webexを利用したウェブ調停の運用が令和6年7月までに開始されています。令和10年6月までに民事調停手続の全面的なデジタル化が実現されるところ、ウェブ調停は、民事調停手続のデジタル化の一環として、利用者の司法アクセスを向上させ、調停運営の質の向上につながり得る重要なツールであることから、これをうまく活用し、さらに利用者の利便性向上につなげていく必要があります。

(3) 地方裁判所と簡易裁判所の連携と役割分担

簡易裁判所の各種課題に対応するためには、簡易裁判所による取組だけでは十分ではなく、簡易裁判所と地方裁判所がその役割分担を踏まえつつ、密接な連携を図ることが重要です。地方裁判所においては簡易裁判所への関心が乏しくなりがちですが、地方裁判所の裁判官への十分な意識付けを行いつつ、地方裁判所と簡易裁判所との間で、具体的な課題の解決に向けて継続的に意見交換を行うなどし、地簡裁連携の取組をより実効性あるものとしていく必要があります。

4 倒産事件について

(1) 事務処理の合理化等

破産事件の新受件数は、令和4年以降、新受件数の増加傾向が続き、令和7年も直近10年間で最も多い新受件数となる見込みです。令和5年以降、対前年比約1割増という大幅な増加傾向が続いており、今後も事件数の増加が続く可能性があります。また、個人再生事件については、新受件数は減少傾向にありましたが、令和6年に増加に転じたうえ、令和7年も増加傾向にあるほか、申立てから開始決定までの期間が高止まりの状況が続いています。こうした状況に加えて、令和8年5月21日には、ウェブ会議による債権者集会等の期日の開催も可能となる改正法が施行されることを踏まえ、手続の開始から終了までの事務処理全体について、デジタル化を念頭に置いた検討を進めながら、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていく必要があるものと考えられます。

また、個人破産等の申立件数の多い類型については、これまで各庁で異なる様式の申立書が用いられてきたところ、デジタル化を契機としてこれらの様式を標準化し、フォーマット入力方式を活用することができれば、当事者の利便性が向上するとともにデータの利活用が可能となります。このような

【機密性2】

観点から、全国の地方裁判所の裁判官等が参加し、昨年10月に開催された民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せにおいても、申立書のフォーマット化も含めた事務の標準化について協議を行っており、今後も、事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要があります。

(2) 管財人等の育成

破産管財人の選任率は高い水準を維持していますが、管財事件を適正・迅速に処理するためには、質の高い破産管財人候補者を継続的・安定的に確保する必要があります。昨今の法人破産事件の増加や若手弁護士の増加を踏まえると、若手の破産管財人の育成と管財人候補者の世代交代を進める必要があることはもとより、複雑・困難事件に対応できる管財人候補者を育成していくことも喫緊の課題であると考えられます。

加えて、通常再生事件に関与した経験のある弁護士が少なくなっており、裁判所としても、監督委員等の機関候補者の確保・育成を進めるとともに、円滑に事件処理できるようにノウハウの継承や運用改善を進めていくことも必要になります。

5 民事執行事件について

(1) 新たな制度への対応

民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。上記法改正により、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等がされます。これらについては令和8年4月1日から施行されます。これらに対応するために、養育費ワンストップ執行手続の事務処理上の留意事項に関する事務連絡等を参考に運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

また、民事執行手続のデジタル化等について定めた「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、民事執行の手続における債務名義が電磁的記録である場合のその提出の省略に関する規定や、財産開示期日・配当期日等の期日におけるウェブ会議の利用に関する規定が整備されました。これらについては、令和8年5月21日に施行されますが、全国の地方裁判所の裁判官等が参加し、昨年10月に開催された民事執行事件及び倒産事件担当裁判官等事務打合せにおいても協議を実施したところですので、その結果等も踏まえて運用の在り方の検討等の準備を進めていく必要があります。

(2) 事務処理の合理化等

不動産執行事件、債権執行事件、財産開示事件、第三者からの情報取得事件及び執行官の取り扱う執行事件については概ね順調な事件処理が行われているところですが、事件数の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、より一層の事務処理の合理化・効率化を図っていくことが求められます。例えば、財産開示事件の新受件数は、近年高止まりの傾向が継続しており、一部の庁では、期日指定方法の工夫などの取組が行われているところであり、執行分野においても、各庁の実情に合わせた合理化・効率化を進めることが考えられます。デジタル化を契機とした事務処理の標準化については、執行事件を専門的・集中的に担当している庁を中心に、申立ての際の添付資料、標準的に認められる執行費用の範囲等の標準化に向けた検討が行われているところですが、今後も事務の標準化のメリットを踏まえ、こうした取組を加速化していく必要があります。

(3) 執行官をめぐる状況

執行官をめぐることは、事件数の減少が手数料収入の減少にもつながり、任官希望者が減少するだけでなく、その給源にも変化（書記官からの任官希望者の減少）が見られます。これまで、過剰配置の解消に努め、課題は概ね解消する一方、執行官数が1人又は2人の庁が増加しています。60歳以上の執行官が全体の半数を超え、大量退職期が迫りくる中で、少人数下での効率的な事務処理態勢の確保、有為な人材の確保のための方策が検討課題となっています。

こうした状況に対しては、少人数下での事務処理態勢の維持のため、非効率なてん補を見直すよう、令和7年3月にてん補による負担を軽減するため、各庁の実情に応じ、執務日の定めを不要とすることを可能とする通達の改正を行ったり、地裁間の実効的な職務補助態勢の確保についての検討や、新人執行官の人材育成についても庁を超えた連携の強化の検討をお願いしているところです。このほか、標準的な申立書を裁判所ウェブサイトに掲載するなど事務の合理化・標準化の取り組みを行ったり、知の承継等の課題について検討を行っており、各庁においても主体的な取組が必要です。また、執行官は、執行現場等の庁舎外で執務を行うことが多いところ、執行現場における安全確保にも留意が必要であり、先日も重大な事案が発生したことに鑑み、執行官の監督官である地方裁判所長宛てに必要な支援や目配りをお願いする事務連絡を発出したところです。

執行官は、上記のとおり、庁舎外で執務を行うことが多いことから、その職務や服務に対する監督の目が届きにくく、監督の実効化も課題となってい

【機密性2】

ます。

執行官に対する監督の強化については、高等裁判所の関与のもとに、各庁において実効的な監督や査察の在り方について検討していただいております。また、執行官の研修や研究会において、服務や過誤防止を取り上げて注意喚起を行うほか、令和6年度に査察のあり方の見直しを行った上で、引き続き各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等を行う上で参考となる情報を提供しており、令和7年度については、前年度に発生した旅費等に関わる懲戒免職事案を踏まえた査察実施を要請したところです。執行官事務については、監督官側の理解が十分ではないと思われる事案も見られるため、引き続き留意が必要です。

今後も、少人数下での事務処理態勢を維持していくための方策の検討を更に進め、持続可能な執行官制度を実現していくとともに、各庁における指導・監督及び実効的な事務査察等のための有益な情報提供を行っていく予定です。

6 地方裁判所の行政事件及び国家賠償事件について

行政事件及び国家賠償事件については、近時、我が国の社会の在り方をめぐって様々な問題提起がなされ、国民の意見や価値観が多様化する中、いわゆる多庁係属型の政策形成訴訟や社会的注目を集める複雑困難訴訟が多数係属しており、中立的な立場で法的紛争を解決する裁判所に対する国民の関心と期待が高まっています。裁判所が当事者のみならず社会に対しても説得力ある適切な判断をするためには、事件の背景となる社会的問題や社会経済活動の実像を把握しつつ、合議の充実を図り、判断の質を一層高めていくことが求められます。

B型肝炎訴訟は、地裁を第一審とする国家賠償事件の新受件数の多くを占めているところ、1件当たりの原告数が複数に上るものが多いことを背景にして、審理期間が2年を超える長期未済事件が高水準で推移しています。個々の事件について審理が長期化している原因を適切に把握しつつ、事案に応じた適正迅速な解決に向けて積極的な審理を行っていく必要があります。そのためには事務処理上の工夫の集積や共有を図ることも有益です。

7 労働関係事件について

(1) 労働関係事件をめぐる動向と審理運営上の課題

労働関係事件については、社会経済情勢の変化、雇用形態の多様化、労働者の意識の変化等の様々な要因を背景として、その内容が複雑困難化しているところ、労働関係民事訴訟事件及び労働審判事件の新受件数は、依然として高水準で推移しており、労働関係民事訴訟事件においては、令和6年に過去最多の事件数を更新しました。今後も、経済社会活動が徐々に活発化する中での雇用情勢及び事件動向を注視することが必要です。

【機密性 2】

地方裁判所における労働関係民事訴訟事件については、平成20年以降、未済件数が高水準で推移しており、平均審理期間も年々長期化していましたが、令和6年は前年より短縮しています。労働審判事件についても、制度開始当初に比べて幅広い事案が申し立てられるようになっているなどの事情がうかがわれ、平成30年以降、平均審理期間は長期化傾向にあります。

このような状況の中、労働関係事件を適正迅速に処理していくためには、審理運営改善の取組を検討するとともに、試行錯誤を繰り返しながら着実に実行に移していく必要があると考えられます。

(2) 労働審判員に対する研修の実施

労働審判手続の担い手である労働審判員については、その資質・能力の向上を図るために適切な研修が実施される必要があります。このような観点から、各庁において、毎年、新たに任命された労働審判員を対象とする「労働審判員研修会」及び全労働審判員を対象とする「労働審判員研究会」が開催されています。これらの実施内容等について、各庁の実情や労働審判員の要望等を踏まえた工夫がされているところであり、今後もこれらの充実化を図っていくことが重要であると考えられます。

(3) 労働審判事件取扱支部の拡大

労働審判事件は、全国の地裁本庁のほか、平成22年4月からは東京地裁立川支部及び福岡地裁小倉支部において、平成29年4月からは静岡地裁浜松支部、長野地裁松本支部及び広島地裁福山支部において取扱いが開始され、順調に運用されています。今後も、労働審判事件を支部で取り扱うかどうかについては、予想される労働審判事件数や本庁に移動するための所要時間等の利便性を基本としつつ、事務処理態勢、労働審判事件の運用状況及び労働審判員の安定的な確保等を含めた地域的事情を総合的に勘案して判断されることとなります。

(4) 適切な解決機関及び解決手続の選択の促進

労働関係事件の適正迅速な解決のためには、当事者による適切な紛争解決機関及び解決手続の選択を促す必要があります。そのためには裁判所における各手続の特徴を受付窓口で教示する方法を地裁・簡裁間で協議したり、弁護士会や労働局との協議会等において各手続の特徴等について共通認識を持つ機会を設けたりすることが有益であると考えられます。

8 知的財産権関係事件について

(1) 知的財産権関係事件をめぐる動向

地方裁判所における知的財産権関係民事通常訴訟事件の新受件数は、概ね500件から600件程度、知財高裁における審決取消訴訟事件の新受件数は、平成30年以降100件台で推移しています。

【機密性 2】

(2) 国際交流・情報発信

経済活動のグローバル化に伴う知財紛争の国際化に対応するため、裁判官の国際会議への出席や海外からの訪問者の受入れを行っています。こうした国際化の要請への取組の一環として、平成29年度から、裁判所が主体となり、法務省、特許庁などと共に、欧米やアジア諸国の裁判官等を招いて国際知財司法シンポジウムを開催しています。

また、知財高裁ウェブページに英訳した知的財産関係訴訟の判決等を公表していますが、令和3年度からは、英訳した知的財産関係訴訟の裁判例の一部について、国連専門機関であるW I P O（世界知的所有権機関）が運用する知財に関する判例データベースにも掲載するなど、各種情報の発信を行っています。

目 次【立法・法改正編】

※下線部分につき Ctrl キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます。

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。）
について

- (1) 区分所有法の改正の動向
- (2) 譲渡担保権・留保所有権の創設に関する動向
- (3) 証拠収集法制等の見直しに関する動向
- (4) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向
- (5) 企業価値担保権の創設に関する動向
- (6) 早期事業再生法の創設に関する動向
- (7) 会社法制の見直しに関する動向
- (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正の動向
- (9) 消費者契約法の見直しに関する動向

2 労働法関係の法改正等について

【機密性 2】

1 民事関係の法改正等（民事訴訟手続等のデジタル化に関するものを除く。） について

(1) 区分所有法の改正の動向

区分所有法の改正を含む「老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年5月30日に公布されました。

区分所有法については、①出席者の多数決による決議を可能とする仕組み、②区分所有者が所在不明であるなどの場合に、それ以外の区分所有者等の請求により、裁判所が、当該区分所有者を決議の母数から除外する旨の裁判をする制度、③区分所有者が所在不明であるなどの場合に、利害関係人の請求により、裁判所が、その専有部分等を裁判所が選任する管理人に管理させる旨の裁判をする制度を設けること等を内容とした改正がされており、一部の規定を除いて令和8年4月1日から施行されます。これらの法改正に対応して、「共有に関する非訟事件及び土地等の管理に関する非訟事件に関する手続規則及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律による権利の変換又は分配金の取得等と強制執行等との調整に関する規則の一部を改正する規則」が制定され、令和8年4月1日に施行される予定です。

(2) 譲渡担保権・留保所有権の創設に関する動向

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律が令和7年6月6日に公布されました。この法律は、これまで法令には明文の規定がなかった、動産や債権等を目的とする譲渡担保契約及び所有権留保契約の効力、譲渡担保権及び留保所有権の実行、破産手続等におけるこれらの権利の取扱い等について定めるもので、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(3) 証拠収集法制等の見直しに関する動向

証拠収集法制等の見直しに関しては、公益社団法人商事法務研究会に設置された「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」において、文書等に関する早期開示制度の導入や文書提出命令の見直しなどが検討されています。

(4) 家族法制の見直しに伴う民事執行法の改正の動向

民法等の一部を改正する法律が、令和6年5月24日に公布されました。

主な改正事項は、養育費の支払を確保するための制度として、養育費債権に対する先取特権の付与、法定養育費制度の導入及び執行手続における債権者の負担軽減策（ワンストップ化）として養育費債権に基づく財産開示手続等の申立てがされた場合に債権差押えの申立てをしたものとみなす規定の新設等で、令和8年4月1日から施行されます。この法改正に対応するため、

【機密性 2】

「民事執行規則の一部を改正する規則」が制定され、令和 8 年 4 月 1 日に施行される予定です。

(5) 企業価値担保権の創設に関する動向

事業性融資推進等に関する法律が、令和 6 年 6 月 1 4 日に公布されました。この法律は、事業者の資金調達を円滑化するため、無形資産を含む事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）を創設すること等を内容とするものであり、令和 8 年 5 月 2 5 日から施行されます。

(6) 早期事業再生法の創設に関する動向

円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律が、令和 7 年 6 月 1 3 日に公布されました。この法律は、経済的に窮境に陥るおそれのある事業者の早期での事業再生の円滑化を図るため、経済産業大臣の指定を受けた公正な第三者の関与の下で、金融機関等である債権者の多数決（議決権の 3 / 4 以上の同意等）及び裁判所の認可により、金融債務に限定して当該事業者の債務の権利関係の調整を行うことができる手続を整備するもので、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

(7) 会社法制の見直しに関する動向

株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等について、会社法制（株式・株主総会等関係）部会において調査審議が行われています。

(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正の動向

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が令和 7 年 1 2 月 1 0 日に公布され、同月 3 0 日から施行されています。

この法律は、裁判所が発する命令により禁止される行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加することを内容とするものです。

(9) 消費者契約法の見直しに関する動向

消費者契約法における具体的な規律や対応を検討するため、消費者庁において「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」が開催されています。

2 労働法関係の法改正等について

平成 3 0 年 6 月から、厚生労働省において「解雇無効時の金銭救済制度に係る法技術的論点に関する検討会」が開催されていましたが、令和 4 年 4 月に検討会の報告書が取りまとめられました。現在、同制度は同省の労働政策審議会労働条件分科会において、調査審議されています。